

国土交通省	土木研究所
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 安全・安心な社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	2a	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、平成23年2月より研究所間の連絡会を開催して情報交換を行っており、連携を強化している。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年12月に研究評価実施要領を改正し「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、土木研究所が実施する必要性や重複排除等の観点も含めて評価を行っている。事業規模については、平成24年度も引き続き縮減している。（運営費交付金：H22予算9,124,037千円→H23予算8,540,004千円→H24予算8,464,385千円） 「国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す」（独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針）とされていることや総合科学技術会議等における研究開発法人の改革に係る新たな制度の検討等を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としているところである。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）により、土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の5法人を統合することとされており、関係部局及び法人において所要の検討を進めている。
02 生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等					
03 国際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等					
04 環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等					
05 北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等					
06 その他基礎的・先導的な研究開発等					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07 不要資産の国庫返納	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。	1a	・別海実験場については、公募手続きにより譲渡の相手方を決定して売却し、平成24年3月16日に譲渡収入の国庫納付を行った。（納付額 25,913千円） ・湧別実験場、朝霧環境材料観測施設（一部）については、平成23年12月28日に現物による国庫納付を行った。
08 雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化する。	2a	本件は、「平成24年度中に実施」とされているところ、前倒しの取り組みとして、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所との間で、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を平成23年4月より行っており、両事務所等の連携を強化している。
09 事務所等の見直し	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在4カ所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。	2a	寒地土木研究所のうち当時4カ所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の効率化等の観点から平成24年4月1日より道央支所を寒地技術推進室に統合し3カ所に集約化した。引き続き、集約化した影響を把握し、関係機関との調整を行いながら継続して検討を進める。